平成２７年（フ）第５９号
群馬県富岡市富岡283番地２
債務者　倉持　義則
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１７号
新潟県加茂市新町１丁目２番20号
債務者　小原　隆行
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１２号
京都府綾部市月見町上正屋12番地の６
債務者　平田　雅恵
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
大阪府松原市高見の里１丁目12番14号
債務者　田中　俊哉
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４７号
堺市美原区北余部16番地ウエストクロスロード204号、申立時の住所堺市美原区太井630番地３
債務者　岡冨　栄次
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５７号
大阪府藤井寺市大井５丁目10番29号
債務者　森本佐和子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
沖縄県中頭郡西原町字翁長551番地の４
アーバンハイツ坂田303号
債務者　山川　正則
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２０号
北海道岩見沢市春日町２丁目13番５号
債務者　向田　　進
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第２６号
北海道岩見沢市美園２条２丁目１番３－204号　市営住宅３号棟
債務者　辰川知栄子（旧姓辻内）
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第５２号
北海道白老郡白老町字竹浦133番地　リハビリセンター、前住所北海道白老郡白老町字社台191番地２
債務者　米内　光政
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
北海道帯広市柏林台北町３丁目１番地　柏林北町１－1025
債務者　柳澤　幸弘
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
北海道河東郡音更町宝来西町南２丁目３番地17　M＆Mハウス
債務者　佐藤奈緒美
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
盛岡市箱清水１丁目10番12号
債務者　牧原　栄昭
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２１号
福島県喜多方市字西四ツ谷84番地、前住所福島県喜多方市字三丁目4829番地４
債務者　矢澤　祝子
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２４号
新潟県妙高市末広町1080番地の３
債務者　堀川　昭紀
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２６号
新潟県上越市春日新田５丁目１番５号　メゾンカミーノ201号
債務者　大島　千春
1　決定年月日時　平成27年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第３２号
静岡県富士市中丸631番地　ウィステリア寿々102号、前住所静岡市清水区由比193番地の54
債務者　齋藤　　舞
1　決定年月日時　平成27年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
静岡地方裁判所富士支部